



平成 27 年 6 月 17 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
野村不動産ホールディングス株式会社
取締役社長 中井 加明三
(コード番号：3231 東証第一部)
問い合わせ先 広報IR部長 宇佐美 直子
TEL：(03) 3348-8117

株式会社メガロス株券等（証券コード2165）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

野村不動産ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」または「当社」といいます。）は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、株式会社メガロス（以下「対象者」といいます。）の株券等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 27 年 5 月 1 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 27 年 6 月 16 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

野村不動産ホールディングス株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号

(2) 対象者の名称

株式会社メガロス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- (i) 平成 20 年 11 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2008 年度第 2 回新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）
- (ii) 平成 21 年 7 月 16 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2009 年度第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）
- (iii) 平成 22 年 7 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2010 年度第 2 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）
- (iv) 平成 23 年 7 月 27 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2011 年度第 2 回新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）
- (v) 平成 24 年 7 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2012 年度第 2 回新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）
- (vi) 平成 25 年 7 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2013 年度第 2 回新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）
- (vii) 平成 26 年 7 月 23 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2014 年度第 1 回新株予約権（以下「第 7 回新株予約権」といいます。）

(viii) 平成 26 年 7 月 23 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2014 年度第 2 回新株予約権 (以下「第 8 回新株予約権」といいます。)

(第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権及び第 8 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1, 929, 192 株	一株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、対象者が平成 27 年 4 月 30 日に公表した「平成 27 年 3 月期決算短信[日本基準] (非連結) (以下「対象者決算短信」といいます。)) に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (3, 905, 100 株) から対象者決算短信に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (208 株) 及び本公開買付けに係る公開買付届出書提出日において当社が所有する対象者普通株式数 (2, 103, 600 株) を控除し、対象者決算短信に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の本新株予約権 (1, 279 個) の目的となる対象者普通株式の数 (127, 900 株) を加えた株式数 (1, 929, 192 株) になります。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は処分される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 5 月 1 日 (金曜日) から平成 27 年 6 月 16 日 (火曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式	1 株につき金 2, 000 円
第 1 回新株予約権	1 個につき金 126, 000 円
第 2 回新株予約権	1 個につき金 99, 000 円
第 3 回新株予約権	1 個につき金 90, 700 円
第 4 回新株予約権	1 個につき金 89, 500 円
第 5 回新株予約権	1 個につき金 80, 400 円
第 6 回新株予約権	1 個につき金 51, 200 円
第 7 回新株予約権	1 個につき金 199, 900 円
第 8 回新株予約権	1 個につき金 41, 000 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等

の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みません。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 27 年 6 月 17 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表致しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	1,626,503 株	1,626,503 株
新株予約権証券	73,900 株	73,900 株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合 計	1,700,403 株	1,700,403 株
(潜在株券等の数の合計)	(73,900 株)	(73,900 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	21,036 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.16%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	917 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.27%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	38,040 個	(買付け等後における株券等所有割合 94.33%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	39,045 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 27 年 2 月 13 日に提出した第 27 期第 3 四半期報告書に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び本新株予約権についても本公開買付けの対象といたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（3,905,100 株）から対象者が所有する自己株式数（208 株）を控除し、対象者決算短信に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の本新株予約権（1,279 個）の目的となる対象者普通株式の数（127,900 株）を加えた株式数（4,032,792 株）に係る議決権の数（40,327 個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成27年6月23日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成27年4月30日に公表した「株式会社メガロス株券等(証券コード2165)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

野村不動産ホールディングス株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上

このプレスリリースの情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。本公開買付けに関する全ての手続きは、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。